



平成 28 年 5 月 18 日

各 位

会社名 株式会社 R I S E
代表者名 代表取締役会長兼社長
川畑 喜代之
(コード番号 8836)
問合せ先 コーポレート統括部 経営管理部
担当部長 杉山 顕士
(TEL : 03-5214-0251)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 70 回定時株主総会にて、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、当社定款第 38 条（社外取締役の責任限定契約）を変更するものであります。なお、この規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 (下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 39 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第 50 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 39 条～第 49 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第 50 条 当社は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第 51 条 (現行どおり)</p> <p>(以下、条数繰下げ)</p>

3. 日程

定款変更の効力発生予定日 平成 28 年 6 月 24 日 (金曜日)

以 上